



労基署便り 令和5年度 No.7

大河原労働基準監督署



◎ 令和5年労働災害発生状況（9月）

新型コロナウイルス感染症によるものを除き R4 及び R5 を掲載しています。

	大河原署管内			宮城局管内		
	R4	R5	前年比	R4	R5	前年比
製造業 計	34	21	-13	298 (2)	281 (3)	-17 (1)
食料品製造業	9	12	3	136	141	5
機械金属製造業	14	7	-7	80	74 (2)	-6 (2)
建設業 計	21 (2)	19	-2 (-2)	210 (5)	205 (4)	-5 (-1)
土木工事業	13 (2)	8	-5 (-2)	68 (4)	60	-8 (-4)
建築工事業	7	10	3	103 (1)	110 (2)	7 (1)
その他の建設	1	1	0	39	35 (2)	-4 (2)
運輸交通業 計	8	4	-4	262 (2)	246 (1)	-16 (-1)
陸上貨物運送業	8	2	-6	241 (2)	218 (2)	-23
商業	21	20	-1	348	302 (2)	-46 (2)
社会福祉施設	6	7	1	147	161	14
全産業	129 (2)	106	-23 (-2)	1742 (11)	1685 (14)	-57 (3)

※1 休業4日以上死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の速報値。※前年比は死傷者数（人）。※（ ）は内数で死亡者数／※2 機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。／※3 陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

（参考）当署管内では令和5年1月～9月において事故の型別の多いものから①転倒(27%)②墜落・転落(18%)③切れ・こすれ(13%)の順。

11月は「過労死等防止啓発月間」及び「過重労働解消キャンペーン月間」です

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働の解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

＜この月間を契機に以下の措置に取り組みましょう。＞

過重労働による健康障害を防止するために講ずべき措置

- 1 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。
- 2 年次有給休暇の取得を促進しましょう。
- 3 労働者の健康管理にかかる措置を徹底しましょう。

賃金不払残業（サービス残業）を解消するために講ずべき措置

- 1 職場風土を改革しましょう。
- 2 適正に労働時間の管理を行うシステムを整備しましょう。
- 3 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

＜期間中、労働局や監督署では次の取組を行います。＞

- 1 労使の主体的な取組を促します。
- 2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。
- 3 重点監督を実施します。（過労死等に係る労災請求が行われた事業場等及び離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に監督指導を行います。）
- 4 「特別労働相談」を実施します。



過労死等防止対策推進シンポジウム

○日時 令和5年11月14日（火）
13:30～15:30（受付13:00～）

○場所 せんだいメディアテーク
【仙台市青葉区春日町2-1】

○申込方法 事前申込（QRコード参照ください）

○プログラム

- ・基調講演 黒沢一氏 （東北大学院医学系研究科産業医学分野教授）
「過労死を防ぐために何をしたらよいか」
- ・「遺族からの声」工藤祥子氏
（神奈川県過労死等を考える家族の会代表）
- ・「一人芝居」高山広氏 
（俳優 劇作家 演出家）
『激励』
～明日の笑顔につながる
短編集～

過重労働解消のためのセミナー

○開催日程 令和5年10月～令和6年1月

○開催方法

- ・オンライン（ZOOM）：計50回
- ・会場開催：
WEB（11月8日）大阪（12月14日）

○詳細解説テーマ

- 受講回ごとに重点テーマを設定し詳細解説します。
- ・法令、ガイドライン等のポイント解説
- ・過重労働に関連する脳・心臓疾患、精神疾患に係る裁判事例
- ・過重労働解消に関する
企業の取組事例 

働き方・休み方改革シンポジウム

○日時 令和5年11月22日（水）
13:30～16:30

○開催方法
・オンライン（ZOOM） 

○セッションテーマ

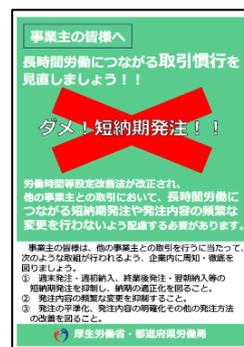
- ①中小企業における組織的な働き方・休み方の推進
 - ②「選択的週休3日制」などの多様な働き方・休み方
- 申込方法 令和5年11月21日12:00までに
申込サイトにアクセスのうえ申し込みください。

「しわ寄せ防止」キャンペーン月間の実施について

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせている場合がありますので、長時間労働につながる取引慣行の見直しをお願いします。

「しわ寄せ防止」キャンペーン月間を契機として、次の取組をお願いします。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。



発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。